

事業承継・引継ぎ補助金のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 各事業の内容	2
3-1. 経営革新事業	2
3-2. 専門家活用事業	4
3-3. 廃業・再チャレンジ事業	5
■ 4. 申請～受給までのステップとポイント	7
■ 5. 最後に	7

事業承継・引継ぎ補助金のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

近年、中小企業の経営者の高齢化が進み、後継者不足が深刻になっています。中小企業の廃業は増加傾向にあります。廃業する企業のうち6割が黒字企業であり、このまま廃業が増えると雇用環境や技能承継等への影響は避けられません。このような中、国では事業承継やM&Aに取り組む中小企業への支援に力を入れており、その一つが「事業承継・引継ぎ補助金」です。

「事業承継・引継ぎ補助金」とは、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助するものです。本補助金には、「経営革新事業」「専門家活用事業」「廃業・再チャレンジ事業」の3つの事業があります。以下に各事業の内容を説明します。

■ 3. 各事業の内容

3-1. 経営革新事業

「経営革新事業」とは、事業承継やM&Aを契機として経営革新等を行う際の費用の一部を補助するものです。この事業では、事業承継の手段（種類）によって「創業支援型」「経営者交代型」「M&A型」の3種類に分かれます。実施する事業承継がどの類型に当てはまるかを確認し、申請します。

○創業支援型

事業承継を契機に創業（開業や法人設立）を行い、経営革新等に取り組む場合

<要件>

- ・事業承継対象期間内（補助事業完了期限日から遡ること5年の間）に法人の設立または個人事業主としての開業を行うこと
- ・創業にあたって、廃業を予定している者等から、有機的・一体的な経営資源（設備、従業員、顧客等）を引き継ぐこと

○経営者交代型

親族や従業員への承継によって経営を引継ぎ、経営革新等に取り組む場合

<要件>

- ・親族内承継や従業員承継等の事業承継（事業再生を伴うものを含む）
- ・産業競争力強化法に基づく認定市区町村または認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、経営等に関して一定の実績や知識等を有している者であること

○M&A型

事業再編・事業統合等のM&Aを契機として、経営革新等に取り組む場合

<要件>

- ・事業再編・事業統合等の M&A
- ・産業競争力強化法に基づく認定市区町村または認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、経営等に関して一定の実績や知識等を有している者であること

いずれの類型も経営革新等に取り組むことが条件です。「経営革新」とは、新規設備の導入・新たな販路開拓など「経営の相当程度の向上を図ること」を指します。そして、経営革新等の取り組みは「デジタル化」「グリーン化」「事業再構築」のいずれかを伴う事業であることが必要です。

申請にあたり、経営革新等の取り組みや補助事業期間を通じた事業計画の実行支援について、[「認定経営革新等支援機関」](#)の確認を受けなければなりません。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁の Web サイトで探すことができます。

▲[認定経営革新等支援機関検索システム | 中小企業庁サイト](#)

<補助対象となる事業者の種類>

- ・中小企業者等（製造業その他、卸売業、小売業、サービス業）
- ・小規模企業者（製造業その他、商業・サービス業、サービス業のうち宿泊業・娯楽業）
- ・特定非営利活動法人

※中小企業者等の定義や要件等、詳細は公募要領でご確認ください。

<補助対象経費>

店舗等借入費、設備費、謝金、外注費、産業財産権等関連経費、原材料費、旅費、委託費、マーケティング調査費、会場賃料費、広報費、廃業費

※廃業費は、「廃業・再チャレンジ事業」と併用申請する場合に補助対象となります。

<補助率・補助上限額>

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額 (廃棄費)
創業支援型	3分の2以内 または 2分の1以内 (※1)	100万円	600万円 または 800万円 (※2)	+150万円 以内
経営者交代型				
M&A型				

※1 物価高の影響等により営業利益率が低下している等、一定の要件に当てはまる場合に補助率が3分の2以内に引き上げとなります。

※2 補助事業期間において一定の賃上げを実施した場合、補助上限額が800万円となります。なお、補助額のうち600万円を超え800万円以下の部分の補助率は2分の1以内となります。

3-2. 専門家活用事業

「専門家活用事業」は、経営資源の引継ぎのときに活用する専門家の費用等の一部を補助するものです。この事業では、経営資源引継ぎの立場に応じて「買い手支援型」「売り手支援型」の2種類があります。同一の経営資源引継ぎにおいて、「買い手支援型」と「売り手支援型」から、それぞれ1申請を行うことができます。

なお、経営資源引継ぎの要件として、補助事業期間内に経営資源の引継ぎ(M&A)が着手もしくは実施される必要があります。

○買い手支援型

事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業等を支援

<要件>

- ・事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること
- ・事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること

○売り手支援型

事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業等を支援

<要件>

- ・地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継続されることが見込まれること

※株式譲渡によって経営資源の引継ぎを行う場合、支配株主や株主代表が交付申請を行う（補助対象となる経費を負担する）場合は、対象会社と株主との共同申請を実施してください。共同申請を実施しない場合、株主の負担した経費は補助対象にできません。

<補助対象となる事業者の種類>

- ・中小企業者等（製造業その他、卸売業、小売業、サービス業）
- ・小規模企業者（製造業その他、商業・サービス業、サービス業のうち宿泊業・娯楽業）

※中小企業者等の定義や要件等、詳細は公募要領でご確認ください。

<補助対象経費>

謝金、旅費、外注費、委託費（※1）、システム利用料、保険料、廃業費（※2）

※1 フィナンシャルアドバイザー業務または仲介業務に係る委託費用は、[「M&A 支援機関に係る登録制度」](#)に登録された登録フィナンシャルアドバイザー・仲介業者が支援したものに限り補助対象経費となります。

※2 「廃業・再チャレンジ事業」と併用申請する場合のみ補助対象となります。

<補助率・補助額>

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額 (廃棄費)
買い手支援型	3分の2以内	50万円	600万円	+150万円 以内
売り手支援型	2分の1以内 または 3分の2以内 (※)			

※物価高の影響等により営業利益率が低下しているか、直近決算期の営業利益または経常利益が赤字の場合、補助率が3分の2以内に引き上げとなります。

3-3. 廃業・再チャレンジ事業

「廃業・再チャレンジ事業」は、M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、新たな事業にチャレンジをするために既存事業を廃業する場合に廃業費の一部を補助するものです。この事業では、廃業・再チャレンジ事業のみに申請する「**単独申請**」と、経営革新事業または専門家活用事業と併用する「**併用申請**」とがあります。併用申請する場合は、経営革新事業、専門家活用事業それぞれの事業として申請し、廃業・再チャレンジ事業での申請は不要となります。

○単独申請

M&Aで事業を譲り渡すことができなかつた中小企業者等の株主、または個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために廃業する場合

<要件>

- ・2020年以降に売り手としてM&Aに着手し、6か月以上取り組んでいること
- ・廃業の完了と、その後の再チャレンジ（新たな法人の設立、個人事業主としての新たな事業活動の実施、自身の知識や経験を活かせる企業への就職や社会への貢献等）に取り組むこと
- ・補助事業期間内の廃業完了が必須
- ・廃業予定の中小企業と、その支配株主や株主代表との共同申請が必須

○経営革新事業との併用申請

事業承継（事業再生を伴うものを含む）によって事業を譲り受け、新たな取り組みの実施にあたり、既存の事業や譲り受けた事業の一部を廃業する場合

○専門家活用事業（買い手支援型）との併用申請

M&Aによって事業を譲り受ける（他者の経営資源を引き継いで創業した場合も対象）にあたって、既存の事業や、譲り受けた事業の一部を廃業する場合

○専門家活用事業（売り手支援型）との併用申請

M&Aによって事業を譲り渡す場合に、M&A後も手元に残った事業を廃業する場合

<補助対象となる事業者の種類>

中小企業者等（製造業その他、卸売業、小売業、サービス業）

※中小企業者等の定義や要件等、詳細は公募要領でご確認ください。

<補助対象経費>

廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費

<補助率・補助額>

- ・ 補助率：3分の2以内（併用申請の場合は経営革新事業・専門家活用事業における補助率に従う）
- ・ 補助下限額：50万円
- ・ 補助上限額：150万円

■ 4. 申請～受給までのステップとポイント



公募要領・申請書を確認のうえ、必要書類一式を電子申請システム「jGrants」で提出します。

ここがポイント！

認定経営革新等支援機関や専門家に相談しながら事業計画を作成しましょう。



「jGrants」を通じて、交付・不交付が通知されます。

ここがポイント！

交付決定の通知を受けた後に事業をスタートします。



交付決定した内容で事業をスタートします。

ここがポイント！

事業が完了したら、30日以内または事業完了期限日の属する月の翌月の10日までに実績報告をします。



実施した事業の内容や経費について、正しく実施されたことが確認されると補助金を受け取ることができます。

ここがポイント！

確定検査後、補助金の交付請求を行ってください。事業完了後は状況報告等を行います。

補助金は事業完了後に確定検査を経て交付されますが、事業スケジュールによれば、事業の交付が決定してからおよそ半年後の交付となる見込みです。

事業承継・引継ぎ補助金は通年で複数回公募があり、3～4か月おきに公募が設定されるため、タイミングに応じて申請可能です。最新の公募状況は、事業承継・引継ぎ補助金のWebサイトをご確認ください。また、公募要領も締め切りごとに開示されます。要件等が変更になる場合がありますので、申請する際は必ず申請する回の公募要領をご確認ください。

■ 5. 最後に

事業承継を検討しているが、どのように進めたらよいかわからない、誰に相談したらよいかわからないなどと悩んでいる方もいるかもしれません。事業承継についての公的相談窓口として、全国47都道府県に「[事業承継・引継ぎ支援センター](#)」が設置されています。他にも各都道府県の経営相談所「[よろず支援拠点](#)」で

も事業承継に関する相談ができます。このような支援機関を利用し、事業承継の方法や具体的な進め方についてアドバイスを受けながら進めるとよいでしょう。そして、費用面では「事業承継・引継ぎ補助金」を活用してサポートを受けると費用の負担をおさえることができます。自治体でも事業承継に関する補助金・助成金制度を実施していることがありますので、探してみてもいいかもしれません。

▼事業承継・引継ぎ補助金

<https://jsh.go.jp/>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2023年9月21日時点の自治体Webサイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。